No. 114　41. 4. 5

市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行　毎月 15日　発行所　十日町市役所

市のようす

面積	211.44㎢
男	24,123
女	26,286
計	50,409
世帯数	10,201

（住民登録による人口）

今月の納税

固定資産税	（1期）
国民健康保険料	（2期）
納期	4月30日

第1回定例市議会

41年度予算を可決

一般会計 八億四千三百二十五万円

総額十一億二百四十三万六千円

十日町市の第一回定例市議会は最終日の三月二十八日午後一時から本会議を開き、昭和四十一年度予算案を含む二十七議案を審議し原案どおり可決、児童館建設など四件の請願をそれ〲関係委員会に付託し同日閉会しました。

議決された昭和四十一年度予算は一般会計では八億四千三百二十五万四千円、特別会計二億五千九百十八万二千円で総額十一億二百四十三万六千円の規模になりました。

一般会計は四十年度に比べ五千四百三十五万四千円多くなっています。予算の内訳は歳出では教育費が全体の十八・二%を占めて民生費の十七・八%がこれに次ぎ、以下総務費、土木費、農林水産業費、衛生費の順となっています。

市税三億五千万円

各款別の主な内容をみますと歳入では、まず自主財源の市税では総額の三十六・二%に当る三億五百五十万円で前年と比べ約二千九百万円増えています。一方地方交付税は地方六団体の強い要望もあって税率も三十二%と大巾に引上げられましたが不況と三百億減税等の影響のため、同税が伸びなかったことから前年に比べわずか五%の九百万円増の一億八千八百万円にとどまりました。

又国庫支出金は一億四千三百万円で昨年より九百五十万円で昨年比約一千万円減となっていますが、これは農業構造改善事業が二年目に入ったためです。市債は十%で八千四百四十万円計上されましたが、これはじん芥焼却場の建設債、市税減税補てん債、飛一小学校建設債、辺地道路橋梁改良事業債などが含まれています。

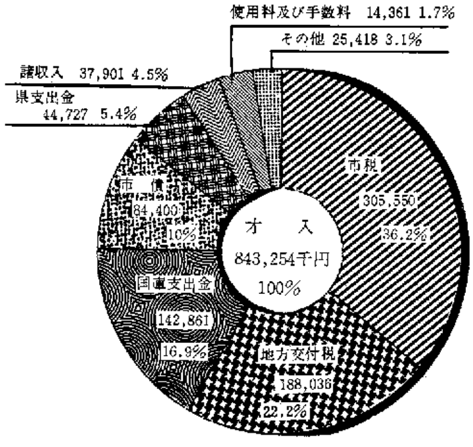

飛一小を改築 教員住宅など

歳出面では教育費において整備のおくれている学校の維持修繕等を重点に飛一小学校の鉄筋コンクリート三階建校舎の建設に約二千二百四十万円、真田、東下組各小学校の教員住宅に約四百六十万円、このほか二タ子冬季分校校舎改築に約二百万円市営プール浄化装置三百六十万円が主なものとして計上されています。

道路改良に千五百万円

土木費では辺地の道路、橋梁改良に重点的に予算を配分、昨年に比べ約二千七百万円増と大巾に増額いたしました。この中には川原町北原線ほか道路改良に約千五百万円、都市計画事業街路事業二千三百万円が計上されています。又市営住宅二十戸の建設に千八百万円があげられております。

民生費については生活扶助基準十三・五%の引上げ、保育所措置費の増　避地保育所の強化など、それ〲国の施策を中心に予算を計上総額約一億四千九百万円と十七%を占めています

衛生センターを完備

衛生費ですがし尿処理場、火葬場の建設に続いて、衛生センターの最後の施設であるじん芥焼却場が新規事業として予算化されています。焼却場の建設工事費に約三千四百八十万円計上されたほか、ゴミ処理の能率化を図るためゴミ処理専用のパックマスター二台、二百八十万円で購入されます。

商工費は織物宣伝事業、新規製品開発のため重点的に予算を計上、昨年より約四百八十万円増の四千百九十五万円となっておりますが新年度はあらたに中小企業の設備近代化のため五百万円が計上されています。

農林事業費は新年度約六百万円の減ですが、農業構造改善事業が二年目に入ったためであります。しかし引続きこれを推進約三千二百万円があげられております。更に土地改良事業に五百四十万円林道開設事業として大平線約三千メートル、大沢線三千五百メートルに六百九十万円の予算が計上されています。

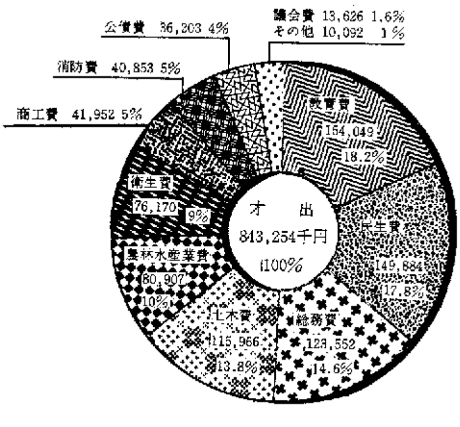

水槽付自動車ポンプ購入

消防費は消防施設費として約六百二十万円を計上しましたがこれは水槽付自動車ポンプ一台二百七十万円のほか、小型動力ポンプなどが含まれております。特別会計は総額二億五千九百十八万二千円で内訳は国保では家族の七割給付実施、医療費の増加などで予算額は一億七千八百万円と前年より約四千百万円増えました。診療所会計では一般会計から四百万円繰出し、予算は千八百三十七万円、上水道は約五千九百万円の予算ですが、給水戸数の増加により第二期拡張事業が計画され、約千五百五十万円の増となってそれ〲計上されています。

市議会だより

第一回定例市議会

▼議案処理結果

三月八日

◉青年学級の開設
◉昭和四十年度十日町市一般会計補正予算
◉昭和四十年度十日町市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
◉昭和四十年度十日町市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算
◉昭和四十年度十日町市上水道特別会計補正予算
◉昭和四十年度十日町市簡易水道特別会計補正予算
◉昭和四十年度十日町市公益質屋特別会計補正予算

以上原案可決

三月二十三日

◉十日町市特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市市政事務嘱託員設置条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市水道委員会条例を廃止する条例制定
◉十日町市消防団の設置等に関する条例制定
◉市道の廃止
◉市道の変更　以上原案可決
◉十日町市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに地方自治法第二〇七条による実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
◉十日町市消防団員の団員、任免、給与、服務等に関する条例制定　以上修正可決
◉市道の認定　認定

三月二十八日

◉昭和四十一年度十日町市一般会計予算
◉昭和四十一年度十日町市国民健康保険特別会計事業勘定予算
◉昭和四十一年度十日町市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算
◉昭和四十一年度十日町市上水道特別会計予算
◉昭和四十一年度十日町市簡易水道特別会計予算
◉昭和四十一年度十日町市と畜場特別会計予算
◉昭和四十年度十日町市一般会計補正予算
◉昭和四十年度十日町市上水道特別会計補正予算

以上原案可決

▼請願

◉市道御倉線道路拡巾並び側溝整備改修請願　建設委員会付託
◉市立保育所設置に関する請願
◉児童館建設に関する請願
◉中条中学校屋外運動場拡張に関する請願　文教厚生委員会付託

スポット

第四回新潟県農業機械化講座

とき　四月二十五日〜二十六日
ところ　中頸城郡柿崎町農協
内容　第一日（二十五日）
農業機械化について
農林省畜産試験場第四研究室長
農学博士　酒井　学
第二日（二十六日）
柿崎町下黒川地区圃場
各種農業機械の展示と実技
春季における機械化一貫作業

し尿汲取りについてお願い

し尿汲取りの申込みが大変多くなって参りました。汲取り申込みはなるべく次の業者をご利用下さい。汲取り料金は市と同じです。

津南清掃社　電話三七〇七番
中魚沼清掃社　〃　三〇一八番
川西清掃社　〃　三九一〇番

なお、汲取り料金は必ず現金でお願いします。市の清掃車をご利用の方は必ず直接市民課へお申込み下さい。

稲作講演会

とき　四月七日午後一時
ところ　信用組合ホール
内容　今年の天候からみた水稲収法
講師　県農業試験場
技師　国武　正彦

昭和四十一年度中小企業設備近代化資金貸付申請の説明会

とき　四月十四日　午前十時
ところ　新潟相互銀行ホール

精神衛生相談日が決りました

毎月第二水曜日午前十時〜正午まで。なお、四月の相談は十三日（水）です。

十日町市の都市計画

新しい都市づくり

計画の推進にご協力を

十日町市は昭和九年都市計画法の適用を受け二千三百三十九㌶が都市計画区域となり、本通り線他十五線による街路網が計画され昭和十五年に決定され公布になりました。昭和二十九年三月、十日町、中条、川治、六箇の四ヶ町村合併による市制施行と同時にその全域が市町村合併促進法の適用により都市計画区域となりました。

その後昭和三十二年に都市計画の基礎調査を行い、引続いて建設省計画局都市計画課、並びに県土木部都市計画課の指導を得て「総合都市計画案」を立案しました。これは昭和五十年を想定した人口の推移にもとずき、土地利用街路、公園緑地、都市施設等の計画をおりこんだもので現在に及んでおります。ご承知の如く都市計画は市街地発展の整備をはかり、将来交通産業、文化、観光の地方都市の性格を充分考慮して健全なる発達を促進しようというものですが、この計画もその後の時勢の進展に伴い、交通量の増大、市街地の膨張、北越北線の着工、八箇トンネル貫通、あるいは低工法の指定など事情の変化を生じたいま再検討の段階に来ております。このため今後は専門家の診断による根本的な計画の再検討が必要とされています。そこで現在の都市計画の現況と将来についてそのアウトラインをお知らせし、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

整備された児童公園（高山、春日地内）

街路計画

10線が計画路線

昭和三十三年旧街路網を全面的に再検討し、九線（延長約二万㍍）を計画決定し、逐年改修整備が実施されてきましたが、主要路線の現況は大体つぎのとおりであります。なお山本～高山線も昭和四十年計画に入り現在は十線となっています。

1 駅通り川原町線

駅前から二級国道を横断して本町東線に通ずる（計画巾員八㍍～十五㍍）路線で計画延長は五百九十二㍍内駅通りの現在の巾員十㍍を十五㍍に拡張、若宮町に八㍍道路を新設しようというものですが、これまでに別図のように若宮町、川原町の部分約二百十七㍍が巾員八㍍で完了しています。

2 高田町通り線

この路線は一級国道二百五十三号線（直江津～六日町線）で計画延長千二十五㍍を巾員十一㍍から十五メートル、あるいは二十メートルに拡張しようというものです。また飯山線高田町踏切りは一応立体交差にする計画です。

3 川治、昭和町線

同線は現市街地を中心として南北に縦断する本町中央通り線の西側を平行に走る路線で市街地内交通緩和と、川治地内の住宅地の造成を考慮して計画されたもので、計画延長二千三百六十メートルを巾十五～十六メートルにしようというもので現在七百メートルを工事中です。

4 中央通り線

本路線は一級国道一一七号線のうち羽根川から中条駅までの間の街路の各線で、交通量の最も多い重要幹線で、現在の八メートル～十メートルでは円滑な諸車の通過もできないので、市の中心部を十五メートル、その他を十一メートルに拡張又は改良しようというもので、計画延長五千七百九十七メートルのうちすでに羽根川右岸から本町一丁目まで二千二百五十メートルが改良を終っています。

5 本町西線

この路線は一般国道一一七号線が交通飽和状態に達していると思われるので、将来国道の迂廻路として計画されました。

山本地内で国道から分れ、十日町病院のそばを通過し尾崎にて再び国道に取付く路線で計画延長四千二十五メートルを巾十一メートル、十五メートル、二十メートルに拡張しようというものですが、現在まで高山湯殿山より八幡田まで千七百八十五メートルが一応完了し、六百五十メートルが工事中であります。この路線と八幡田川原町線の共用開始により、高田町方面と四日町とを結ぶバイパスが完成し本町の交通緩和に役立っています。

計画街路網図

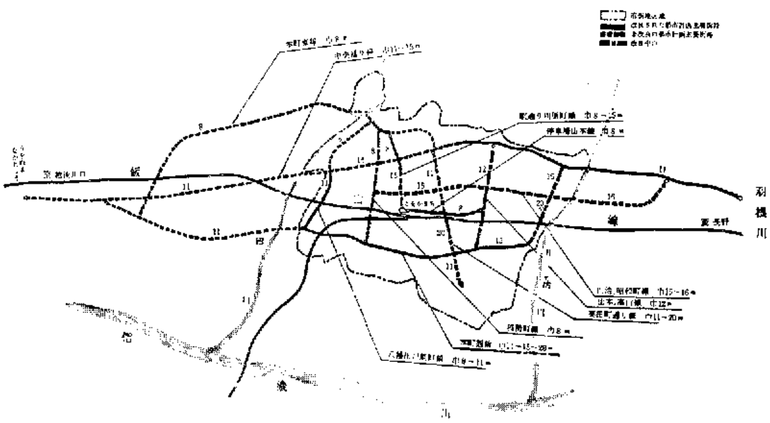

駅前広場

国鉄飯山線十日町駅の現況は面積約八百平方メートルで、乗降客は昭和三十八年において、約百四十八万人（一日平均四千三人）を数えていますが　これ等の乗降客の伸びを考えて既に昭和三十三年約千八百平方メートルの広場が計画決定されました。

昭和四十年には待望の駅舎改築も竣工を見ましたので、これに引続いて駅前広場改良事業を計画しましたが、幸い昭和四十一年度より県営都市計画事業として実施されることになりました。

公園緑地

公園の整理拡大を図る

十日町市は周囲を山に囲まれ自然環境に恵まれていますが都市公園らしいものはなく、これまで単に愛宕山、四ッ宮、宮本公園の三ヶ所に依存していました。総合計画では自然公園（普通公園）一ヶ所十七・六ヘクタール近隣公園三ヶ所四・一六ヘクタール児童公園二ヶ所〇・二ヘクタールの整備を計画しておりますが、現在まで児童公園（高山字春日地内）〇・二七ヘクタールが整備を終っています。

この公園緑地も最近では大公園の構想として十日町公園、愛宕山公園（いずれも仮称）の設定が考えられ、将来計画決定し整備すれば理想的なものといえましょう。

このほか現在施行中の山本、高山、島の三地区土地区画整理組合内の児童公園設置も七ヶ所考えられています。

以上のように近く公園の計画決定をして土地区画整理事業の公園とあわせて自然公園近隣公園等の整理拡大を図っています

都市排水計画

衛生的市街地を

昭和三十四年三月建設省の告示により中沢排水路を本線として更に五支線を計画決定し工場汚水、市街地排水に万全を期したい考えであります。昭和三十五年度より着手し、その第一段階を完了し、近き将来において衛生的市街地が形成されているものと期待されていますが、現在までの実施状況はつぎのとおりです。

【本町西線】

【中沢排水路】

中沢下水路（本町一丁目～高田町）巾員三・三メートル、延長九百二十メートルのうち二百六十メートルを完了　同支線一号（榎川沿い）巾員一・三、延長五七〇メートル　本町下水路（大せき沿い）巾一・〇～一・五メートル延長八百五十メートルのうち二百四十メートルを完了、同支線一号（泉町付近）巾員一メートル、延長五百十メートル、同支線二号（飯山線沿い）巾員一メートル延長二百四十メートル、稲荷町下水路（稲荷町付近）巾員一メートル延長四百二十メートルを完了。

尚本計画の流末である中沢川は昭和三十八年河川法準用河川として、高田町国道より下流が認定され現在国庫費を以って改修が行われております。

都市下水路計画図

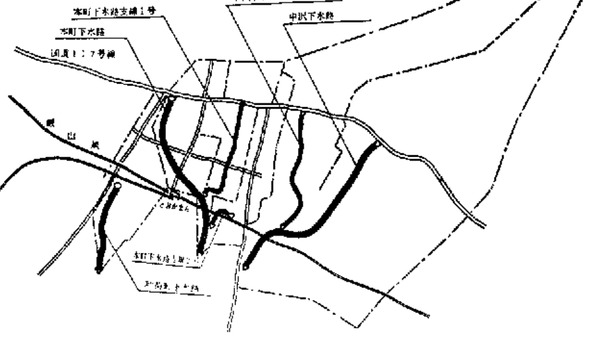

土地利用計画

三地区で区画整理

昭和五十年の推定市街地人口は二万一千人で全国に稀な中小企業で市街地内に約三百を超す織物業その他の工場が転在しておりますので、一般の都市形態的に用途地域の選別及び決定することは容易ではありません。然し健全な都市を形成するためには、都市計画法並び建築基準法の規定により、商業地域、準工業地域及び住居地域を指定して市街地の発展を計り公害より守り又防火準防火地帯を設定して高層耐火建築物への移行に都合がよくなるよう、都市の美観防災を考えなければならない時期に至っております。住宅地造成の方向として、現在三地区でそれぞれ都市計画法に基く土地区画整理組合が設立され事業を施行中であります。

北越北線

引続き調査測量
立入り区域のご協力を

北越北線の鉄道建設工事は、現在用地買収線として全国八線の中に入り、本年度六日町側の用地買収に約五千万円の予算が決定しております。

十日町市側は昨年四月から調査測量をはじめ、本年も引続きつぎの範囲で調査、測量が実施されますが、問題の本路線の通過地点等につきましては、現段階では明確なルートも決っておりません。したがいまして一部新聞紙上に取沙汰されている事項は的確なものではないことをご承知願います。

なお本路線の建設促進につきましては、期成同盟会では本年中六日町～十日町市間用地買収完了と一部着工を鉄道建設公団に強く要望中であります。又本年引続き行われます調査、測量につきましても何分のご協力をお願い申し上げます。

調査及び測量のための立入り区域

立入り期間

昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで

〔十日町〕

全域（十日町山地も含む）

〔川　治〕

川治、山本、関根、高山、北新田、城之古

〔中　条〕

新座、四日町、尾崎、四日町新田

〔吉　田〕

北鐙坂、南鐙坂、稲葉、山谷、小泉、樽沢、名ケ山、鉢、中平中手

〔川西町〕

沖立、下平新田、千手、高原田伊勢平治、友重

〔松代町〕

孟地、犬伏、片桐山、田沢、菅刈、大平、小荒戸、松代、千手池尻

40年分所得税の
修正申告と更正請求

昭和四十年分所得税の修正申告や更正正の請求について、昭和四十年分所得税の確定申告書の提出期限は三月十五日まででしたが、確定申告書を提出したあとで、申告もれとなっていた所得等があったことに気がついた場合は修正申告書を提出することができます。またまちがって余分の税金を納めたことに気がついたときは、確的申告書の提出期限から一月以内に限って正当な税金になおしてもらうよう更正の請求書を提出することができます。

これらの修正申告書や更正の請求書の用紙は税務署に用意してありますので、ご利用ください。

（十日町税務署）

昭和41年度市町村税
—税法改正の要点—

昭和四十一年度の市町村税関係の税法が大巾に改正されましたので、その大要をお知らせします。

1 県民税及び市町村民税

税負担の軽減を図るため、つぎの各種の控除が引上げられました。

イ、所得控除等

種目	現行	改正
基礎控除	九万円	十万円
配偶者〃〃（新設）		八万円
扶養〃〃		
一人目	七万円	
二人目以下	三万円	四万円

但し配偶者に前年中に五万円以上の所得を有した場合

第一人目	五万円	六万円
青色専従者控除		
限度	八万円	十万円
白色〃〃	五万円	六万円

ロ、県民税の税額控除の廃止

ハ、非課税範囲の引き上げ

未成年者、老年者（六十五才以上）か婦、障害者で前年所得二十二万円までが二十四万円まで。

ニ、退職所得

退職時に特別徴収とする。

2 法人市町村民税

標準税率　現行　百分の八・四

〃　〃　改正　百分の八・九

制限税率　現行　百分の十・一

〃　〃　改正　百分の十・七

以上のように改正されましたので、ご提出の県市町村民税申告書中改正された事項については修正し再計算しますのでお含みおき下さい。

3 固定資産税

昭和三十九、四十年分の固定資産税は三十八年度課税標準額に対し宅地、山林等は一・二割増、田畑は据置で課税してきたのですが、今回の改正で三十九年自治大臣の定める方法で評価した額と、三十八年度評価額との格差をなくするため次の通り各上昇をみた。土地についての急激な増税をさけるための処置として、上昇率に応ずる負担調整率を定めて、四十一年を含め五ケ年間で三十九年の評価額とすることに改正されましたが、特例として、田畑は当分の間引上げを延ばすことになっています。十日町市の平均上昇率は宅地六・一%、山林二・四%、原野等一・二%、負担調整率宅地一・二%、山林一・一%、原野等一・二%で課税標準額を算定し、これに一・五%の税率を乗じて税額を算出することになります。これは平均ですので、所在地域の状況等で差異のあることをお含みおき下さい。

軽減調整のためつぎのように大巾に引上げがなされましたので課税標準額がつぎの免税点以下の方は四十一年度の納税通知書が配付されません。

（免税点）

イ、土地　八万円　（現行二万四千円）

ロ、家屋　五万円　（現行三万円）

ハ、償却資産　三十万円　（現行十五万円）

4 都市計画税

固定資産と同様に引上げ年数は三ケ年。

◎固定資産税の負担調整率

昭和三十八年度分の負担調整率評価額に対する上昇率

三倍未満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八倍以上	一・三

◎都市計画税

昭和三十八年度分の評価額に

対する上昇率	負担調整率
三倍未満	一・三
三倍以上八倍未満	一・六
八倍以上	一・九

不明の点は市税務課へお問合わせ下さい。（電話三、一一一番）

新年度予算の
投資的経費は30%

昭和四十一年度予算は三月二十八日の本会議で原案どおり議決されましたが一般会計の投資的経費は全体の三十%にあたります。

新年度の主要事業で三百万円以上のものはつぎのとおりです

じん芥焼却場建設事業　三千四百八十三万円

土地基盤整備事業ほか　三千二百十五万三千円

林道開設事業（大平、大沢線）　六百九十二万二千円

川原町、北原線ほか道路改良事業　一千五百二十二万五千円

長野、小千谷線ほか国道改良工事負担金　五百六十五万一千円

野中橋ほか橋梁架替工事　八百四十二万円

街路事業（本町西線、停車場山本線、川治昭和町線）　二千三百十万円

都市下水路事業（中沢、八幡田）　一千二百三十一万円

市営住宅建設事業（二十戸）　一千八百二万八千円

飛一小学校校舎増改築事業（二百三十五坪）　二千二百四十万三千円

中条中学校飛一分校増改築工事（七十二坪）六百六十六万七千円

自動車税（第一期）の納期は
四月三十日まで

(1)今年から第一期の納期限は一ケ月くりあがりました。

(2)納税通知書は四月十五日ごろお手許に届く予定ですから是非納期内完納をお願いします

(3)月末は土曜日でもあり、収納機関がこみあうことと思われますので、早目にもよりの銀行、郵便局、財務事務所窓口を通じ納付してください。

遮断機が自動式に
高田町の踏切

国鉄では昭和四十年度から第三次長期計画を実施中であります。これは皆様の足である鉄道が、現在の設備では皆様の御希望に応じきれなくなったので、国鉄を近代化して列車を更に多く、安全に早く通すための計画であります。

この第三次長期計画の近代化に関連して高田町の踏切を自動化することになりました。今まで駅員が列車の通過する時又は入換のとき人力によって遮断機をおろしていましたが、自動式になりますと列車が踏切に近付きますと電気と機械の作用により自動的警報機が鳴り初め、赤色灯が点滅し、遮断機がおりるようになります。

工事は六月頃から始め、八月にできあがる予定です。この工事により今までより保安度が高くなる反面、駅員は付いていないので、警報機の警報を充分に守っていただき悲惨な踏切事故を起さないように御協力してくださるようお願いします

—十日町駅長—

二万円を寄附

市内池ノ平、土木建設業、村山一二三さんは亡父政一郎の香典返しとして二万円を市社会福祉事務所に寄付しました。

消防施設に寄附

このほどつぎのとおり寄附がありました。

田中東、根津紋織株式会社（社長、根津準一郎氏）三万円。田中西、公務員、羽鳥松雄さん五千円。田中東、農業、西方勝太郎さん五千円。

前記三人の方々は去る三月八日田中東高橋源平さんの火事で防火幕のおかげで、類焼をまぬがれ近火見舞をうけたお礼に防火幕購入資金として寄附されたもの。

高田町一丁目株式会社関定社長（関口順一郎氏）は去る三月二十四日の自宅のボヤで消火のお礼に三万円寄附されました。

15日吉田で移動市役所
話し合いの広聴

市では市民の声を市政に反映させるためいままで市政懇談会を行ってまいりましたが、本年からは移動市役所と改め、各地区を巡回いたします。

この移動市役所は質問者に適確なお答えができるよう前もって質問事項や、要望事項を出していただくことになっています。現在計画されている関係地区は吉田、下条、水沢、六箇、川治、飛渡の六地区で日程は全部決っていませんが、吉田地区が四月十五日に決っています。

なお、市側からの参集は市長はじめ三役と関係課長です。

とき　四月十五日、午後一時

場所　吉田公民館（吉田地区）

他地域は未定

大学、高校生に
奨学金

市内居住三年以上の世帯の子弟で成績が優れ、経済的理由により修学困難な者に対し、つぎの奨学金を貸与します

一、高校及び高等専門学校に在学する者月額　一、五〇〇円

一、大学に在学する者

月額　三、〇〇〇円

詳しいことは市教委事務局へ

どうぞご利用を
設備改善資金貸付

市では昭和四十一年度から市内商工業者の設備改善の資金難を緩和し、商工業の振興を図る目的で「設備改善資金」の融資制度を設けましたのでご利用ご希望の方は申込み下さい。

◎貸付対象

一年以上営業を継続している中小商工業者で、店舗施設設備改善及び生産加工施設設備に要する資金であること。

◎貸付限度

一企業者　五十万円以内

◎利率　日歩二銭三厘

◎貸付期間

二ケ年以内

◎償還方法

二ケ月据置二十二ケ月以内月賦均等償還

◎保証人

一名以上

◎担保

必要と認めた場合徴する

◎取扱金融機関

信用組合十日町支店

◎申込場所

十日町商工会議所、水沢商工会、市役所商工課

人事

（カッコ内は旧任）

▽市立保育所長心得　山田真佐栄（福祉事務所次長兼保護係長）

▽吉田出張所主任　小沢富治（福祉事務所社会係）

◇退職者◇

▽南雲幸一（市立保育所長）

▽村山利雄（農林課国土調査係長）

太田義英（吉田出張所主任）

▽丸山喜久治（市民課事務係）

▽山岸功一（建設課建築係）

計量単位が全部メートル法に
四月一日から土地建物も

計量法の定めた一般商取引及び証明行為をメートル法に切替える時期は、昭和三十三年十二月三十一日でしたが、昭和四十一年三月三十一日最後猶予期限で最終段階の土地、建物のメートル法化がこのたび実現の運びとなったものです。

このため昭和四十一年四月一日以降は土地、建物についての取引き、登記申請、税務、公けの証明、業務上の計量行為はすべてメートル法によらなければならないことになりました。土地建物に直接関係のある計量単位は長さ、面積、体積でそれぞれメートル、平方メートル、立方メートルとします。

参考

一坪＝三、三〇五七八五平方メートル

一尺＝〇・三〇三〇三メートル

タバコは市内で買いましょう

タバコの代金のうちから納入された税金は、市の道路、学校等の経費に使用されております。（タバコ消費税は買った市町村に納入されます）

明るく正しい選挙を 名簿もれのないよう

知事選挙は5月8日

県知事選挙が五月八日に行なわれます。私たちの生活を良くするかどうかは結局政治のあり方にあるといわれます。

豊かな生活を作る良い政治が行なわれるためには、まず選挙がりっぱに行なわれるようにする必要があります。私たちの生活をそして新潟県をよりよくするために候補者の政見、経歴、人物等を知ることにつとめ投票日には一人の棄権者もなく投票しましょう。

補充選挙人名簿は

選挙権があっても選挙人名簿に登録されておりませんと投票できません。このたびの選挙にあたって選挙権があっても、また名簿にのっていない人のために新たに補充選挙人名簿が作られます。

この名簿に登録される人は日本国民であって次の事項に該当する人です。

一、本年四月十二日現在で年令が満二十才以上になった人（昭和二十一年四月十三日以前に生れた人）
二、本市の住所期間が四月十三日現在で三ヵ月以上になった人（本年一月十三日以前から市内に住所を有する人）
三、失格条項（禁治産者や一定の犯罪処刑者など）に該当しない人。

今年の補充選挙人名簿にのせてもらうには四月十二日までに、選挙管理委員会又は、市役所各出張所に登録の申出をしてください。この申出をするときは本人または、同居の人が印鑑をもって行ってしなければなりません。

次のような人は必ず選挙管理委員会に行って確め、資格があるのにのっていない人は、すぐ登録の申出をしましょう。

一、新たに年令が満二十才になった人。
二、新たに住所期間が三ヵ月以上になった人。

今回の選挙において、現住所地でまだ三ヵ月にならない人でも引き続き新潟県内に居住し、転居前の市町村で、現在有効な選挙人名簿にのっている人は、一定の手続きを経て、転居前の市町村で投票できます。この手続きについては現住所地の市町村選挙管理委員会にお問い合いください。

樋口、中林さんを表彰
統計調査の功労で

市ではこのほど統計調査に功労のあった市内新座樋口一男氏（71）、同吉田中町本通り中林勇蔵氏(53)の二人に感謝状と記念品を贈り表彰、去月三十一日市役所で伝達しました。

両氏ともそれぞれ昭和三十五、六年以来各種統計調査に積極的に協力、正確、迅速な調査を行なわれたものです。

交通安全運動に積極策
交通対策協議会で推進委員95人を委嘱

市交通対策協議会（会長村山謙吉）では市民の声を直接同協議会に反映させるため、市民の中から交通安全運動に理解があり、しかも熱心な協力者つぎの95人を交通安全推進委員として委嘱しました。

この推進委員は交通の安全と秩序保持をはかるための交通環境の整備改善等について意見を申出たり、違反者等について連絡することになっています。また違反者等について直接注意や指導を行なうことになっていますので、もし注意されたときは素直に従ってください。

お互いに理解し協力して交通事故をなくしましょう。

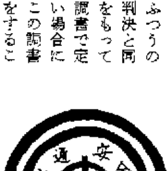

石坂賢次、相沢武雄、岩田七郎、両村義一、馬場文平、高木清成、増田保一、関田重一、村山聡太郎、青山文治、滝沢雅利、巻口孝、飯塚邦明、桑原敏、河部善比古、星野博、西巻昭治、相沢哲夫、野本郁太郎、南雲幸一、小海良一、福島栄児、富井剛、丸山武次、宮善助、飯塚州司、桑原忍、福崎正平、風間又五郎、庭野五郎左エ門、中町忠雄、小林勝平、大津善平、谷木信吉、馬場秀雄、長谷川吉二、馬場文作、増田秀治、小川留三郎、貝沢吉治、小島松三郎、小島祐太郎、村山栄、根津準一郎、関口和夫、保坂弘、坂田領、村山松蔵、後藤准七、荒森清兆郎、田村政治、増田政治、森肇、樋口信次、山内与喜男、庭野栄治郎、宮入徳松、増田政行、庭野啓松、高橋友一、大熊定吉、小西梅吉、金子三郎、村山征二、小川正己、庭野秀信、池田栄一、、庭野長三、藤ノ木茂一、村山喜一、上村定雄、片桐貢蔵、富井要三郎、藤橋周司、竹内真、渡辺富治、倉内数穂、中村利文、藤原四郎、村山武、上村淳作、森本栄吉、村山繁、上村安輝、丸山尚政、上村誠作、渡辺勝吉、矢口重雄、村山繁子、西郷美遊真、宮沢恒子、佐藤トメ、藤田つね子、遠田寿一、関口芳英。

（凸版は委員のバッヂ）

調停のしおり（下）

五、調停の進行

調停が申し立てられると、裁判官と民間から選ばれた二名の調停委員によって、調停委員会が開かれます。家事調停では、その二名のうち一名はとくに女性の気持などを理解するために婦人が選ばれるように扱われています。

やがて申立人と相手方に調停期日の知らせがありますからその日に裁判所の調停室に出向きます。そこで裁判官と調停委員が、事件の内容をよく聞きます。調停では本人が出頭することが原則となっています。

当事者のいうことだけで、内容がよく分らないときには、第三者に来てもらうこともありますし、調停委員会が現場を見に行ったり、専門家に鑑定を依頼するようなこともあります。ことに、家事調停事件では事情が複雑で、人情の機微にふれることが多いものですから、家庭裁判所には調査官や医務室というものが置かれていてこれに専門的な調査をさせ、意見をきくこともできるようになっています。事件の事情がよく分ると、調停委員会としては、その解決のためにもっとも適当な方法を考え、当事者にすゝめます。このとき調停委員会はその事件の法律的な解決を考えるだけでなく、実情にかなうよう広く一般の慣習や常識もとり入れて、当事者のために真に公平で正しい解決を見出すように努力するわけです。たとえばすぐ一時に支払わなければならないような借金でも事情が許せば分割して返すことにして、貸した方も借りた方も都合よくいくような結果になることもよくあることです

六、秘密が守られる

調停は関係人以外の人のいない部屋で、一つのテーブルを囲んで行なわれますから、外部に秘密がもれる心配はありません。したがっておたがいにくつろいだ気持で話し合いができます。

七、調停の終了

調停委員会の説得の結果、当事者双方が譲り合い、心から納得するような解決案が見つかれば、こゝに調停が成立したことになります。そしてその内容が調停条項として、調書にはっきり記載されます。これで調停の手続は終了です。しかしどうしても双方の当事者が納得しないで譲り合わない場合、調停委員会は強制的に解決を押しつけるようなことはしません。このような場合には調停成立の見込みがないものとして、その手続を打ち切りますから、あとは裁判できめるより仕方がありません

八、調停の結果

調停が成立して、その条項を記載した調停調書は、ふつうの約束書とちがって確定判決と同一の効力という強い力をもっています。万一当事者が調書で定められた約束を果さない場合には、判決と同じようにこの調書にもとずいて強制執行をすることができるのです。

とくに家事調停の場合には、家庭裁判所にたのんで履行の勧告をしてもらうこともできます。し、それでも効果のないときは過料の制裁によって約束の履行を間接的に強制する方法も設けられています。さらにまた、家庭裁判所が当事者の間に立っておたがいの間の金銭の受け渡しの仲立ちをして、履行を確保する制度もありますからまったく便利です。

新潟家庭裁判所十日町出張所では、履行確保による金銭寄託事務を取り扱っていませんので長岡市神明町にある新潟家庭裁判所長岡支部まで出かけてしなければなりませんから念のためお知らせします。

公民館

◇**新年度の予算**

市民の茶の間、学習の場、又地域開発の場としての公民館は新年度の目標として(1)施設の整備(2)青年、婦人、家庭の各学校の内容充実などを重点に公民との接触をますます深め、公民館活動を充分に発揮するよう努める方針ですが、昭和四十一年度の公民館費は総額六百四十二万三千円で、前年度より約百万円増えています。

内容は成人式をはじめ青年学級、婦人学級、家庭学級など一般事業に百四十九万五千円、備品購入費として図書（二十四万八千円）映写機、ピアノなど百五十万八千円が主なものとしてあげられています。なお、中条公民館実習室の改築に六十万円が予算化されています。

◇**公民館の行事**

◎役職員研修
七月　地域開発について
八月　公民館のあり方

◎定例館長会（十二回）
一～四月本館
五月飛渡（飛渡第二校）
六月水沢（野中校）
七月吉田（真田校）
八月川治（八箇校）
九月六箇（二ッ屋分校）
十月下条（東下組校）
十一月中条（地区館）
十二月川治（地区館）

◎定例主事会（毎月三回）
第一水曜　前月の反省
第二　〃　職員研修
第三　〃　翌月の計画

◎公民館運営審議委員会（年六回）四月、六月、八月、十月十一月、十二月。

成人式は五月十五日に変りました

本年度の成人式は五月八日の予定でしたが、この日は知事選挙が行なわれるため日時を変更五月十五日に決定いたしましたのでおまちがいのないよう。

◎成人教室（四月中旬四回本館）で開きます。
第一回　四月十一日　市政一般　市長村山謙吉
第二回　四月十五日　成人心理　新大助教授　斉藤和代
第三回　四月二十日　栄養と健康　新大教授　谷村信竹
第四回　四月二十六日　権利と義務　県社教主事　依谷正樹

◎成人者の献血

四月二十八日に成人者全員の献血を行ないますが、献血ができない方は血液型検査を行ないます。

◎成人の記録

本年の成人該当者は男子二百五十人、女子三百五十人、合計六百人です。公民館では、さきにこれら成人者から「成人の記録」を募集していましたが、現在まで四十一編が集っています。なお、作品の審査は四月二十五日です。

くらし（4月）

四月はどこの家庭も活気があって、希望にあふれている月です。入学、進学、就職と主婦にとってはうれしいながら忙しい月となりましょう。

冬物衣服、暖房器具のあと始末、殺蚤季節での火の用心、大そうじの準備から行楽の仕度となかなかすることが多いです。

冬物のあと始末

日ましに暖かくなります。このごろは男女とも洋服生活が多くなりましたが、冬物のオーバ、洋服、セーター、毛物の下着などまとめてクリーニング店に出しておきましょう。出す前に必ずポケット調べ、ボタンの補強しみや生地をいためて使用できなくされたりすることもあるので、保証の点なども聞いておくこと。洗たく物の紛失、損傷を保証する保険加入店も最近普及しているようです。クリーニング店から返ってきた衣類は、十分防虫、防湿剤をいれて茶箱などにしまいましょう。箱の横に何をしまったかメモをはりつけておくと出すとき便利です。和服類は仕立てなおすものは早目にほどいて洗いはりをすませておき、いたんだところやしみなどを点検して、すぐ縫えるようにしてしまいましょう。

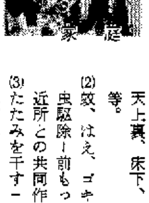

大そうじのプラン

四月は清掃の月です。大そうじは漫然とやらずに一つの目標ープランーを立ててやりましょう。

(1)家の修理箇所の発見ー屋根、天上裏、床下、外まわりの壁等。
(2)蚊、はえ、ゴキブリなどの害虫駆除ー前もって薬の手配近所との共同作戦など。
(3)たたみを干すーたんす、戸だな、本だななどを動かす順序などをきめてかかる。

一応目標がきまったら、たとえば前述の(1)(2)(3)の区分で責任者をきめます。小人数の家では隣り近所と話し合って共同作業でやるのもよいでしょう。